

## 気象警報発令時の対応について

岐阜県立本巣松陽高等学校

(1) 台風・集中豪雨時等における生徒の登校について

登校する以前に、本巣市で、次の警報：

(**特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報**) が発令されている場合、

### 原則として

ア 始業時刻の2時間前（6時30分）までに解除された場合・・・**通常通りの授業**

イ 始業時刻の2時間前（6時30分）より午前11時より前に解除された場合・・・

**解除後2時間を経てから授業開始**

ウ 午前11時以降解除された場合・・・**当日の授業中止**

ただし、イの場合において、道路、橋の損壊などで危険の場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。

(2) 自宅周辺に警報が発令されている場合は、(1)に準ずることとします。

(3) 学校にて(1)の警報が発令された場合、以下の通りとする。

### 帰宅・引き渡し基準

地震	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまでは、生徒を学校に待機させる。
風水雪害	警報	警報発令前：対策本部にて協議の上、帰宅させる。 警報発令後：猶予時間（リードタイム）が見込め、公共交通機関の運行状況、及び帰宅経路の気象状況が安全であると確認できる場合は本部長の判断により帰宅させる。
・特別警報発令 ・猶予時間（リードタイム）が見込めない ・1時間雨量が20mm以上の地域が出現する見込みがある		原則、学校に待機させる。
その他 (二次災害)	河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険	帰宅・引き渡しの安全確保が困難な場合は、本部長の判断により、生徒を学校に待機させる。

(4) 土・日の部活動についても(1)のとおりとし、警報解除後の活動については、部顧問より指示します。

